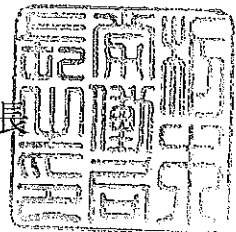


栃労発基 0608 第1号
平成 27 年 6 月 8 日

一般社団法人
栃木県労働基準協会連合会
会長 藤澤 智 殿

栃木労働局長



「夏の生活スタイル変革」に関する要請書及び
「労働災害防止」への協力要請について

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境をすることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっております。

しかしながら、栃木県においては、毎月勤労統計調査地方調査結果（平成26年平均）によりますと、事業所規模5人以上の平均月間総実労働時間は、全国平均145.1時間を上回る149.9時間、所定外労働時間も全国平均11.0時間を上回る12.5時間であり、所定外労働時間指数は平成24年以降3年間連続で増加しており、長時間労働により県民が豊かさを実感できていない現状にあります。こうした現状を打破するために、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

栃木労働局においては、私を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の削減や休暇の取得促進などの「働き方改革」の取組を進めているところです。経済界、企業の皆様にも、この取組に対して御協力をいただきまして、御礼申し上げます。

こうした中、政府としては、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの方針が示されました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくよ

う、国民運動として国全体に浸透させるものです。

つきましては、各企業においても、夏の期間に、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、例えば「朝型勤務」や「フレックスタイム制」また「テレワーク」等を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、栃木労働局において、平成26年1年間に発生した死亡労働災害は22件でした。とりわけ、交通労働災害は8件（36.4%）で、墜落・転落災害の8件と並んで最も多い事故の型となっております。平成25年1年間は、死亡労働災害が16件で、このうち交通死亡労働災害は4件（25.0%）でしたので、死亡労働災害自体が増加しており、特に、交通死亡労働災害は倍増している状況にあります。

つきましては、6月の安全週間準備月間や7月の安全週間に前に、各企業において、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることが必要とされます。

「夏の生活スタイル変革」の取組に併せまして、貴団体におかれましても、交通労働災害防止対策の必要性を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

参考1 栃木労働局「働き方改革」推進の取組について

http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/sonota/20150508.html

参考2 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130912-01-all.pdf>

